



「特定信書便事業許可取得のお知らせ」

このたび、エスライングループのエスラインヒダ（岐阜県高山市）及びエスラインミノ（岐阜県羽島郡岐南町）の2社は、東海総合通信局より平成27年12月11日付で、特定信書便事業の許可を取得しました。

平成15年4月に、民間事業者による信書の送達に関する法律（信書便法）が施行され、これまで国の独占とされていた信書の送達事業について、民間事業者の参入が可能となったため、エスライングループとしてお客様からの様々な物流ニーズにお応えするために、今回の許可取得に至りました。

今後につきましても、お客様毎に最適な物流サービスをご提案し、皆様のご期待に応えられるよう取り組んで参りますので、これまで以上にエスライングループをご愛顧いただきますよう、お願い申し上げます。

<ご参考>

[信書便とは]

「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」のことをいいます。

具体的には、手紙・はがき、請求書・領収書・契約書・許可書等のことをいいます。

[特定信書便事業とは]

多様なサービスを提供する「特定サービス型」の信書送達事業で、信書便法第2条第7項の各号に掲げる役務（次に掲げる3つの役務）を行うことをいいます。

- 第1号 長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務
- 第2号 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務
- 第3号 料金の額が1,000円を超える信書便の役務

今般エスラインヒダ及びエスラインミノは、上記第1号及び第3号の役務を岐阜県で提供する、という事業内容につき、許可を受けました。

なお、事業開始は平成28年1月1日からとなっております。

許可の番号 海特第46号

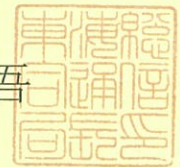
許可の年月日 平成27年12月11日

特定信書便事業許可状

事業者の氏名 又は名称	株式会社エスラインヒダ
特定信書便 役務の種類	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条 第7項第1号及び第3号に係る特定信書便役務
信書便物の 引受けの方法	平成27年12月1日付申請書記載の信書便物の 引受けの方法のとおり
信書便物の 配達の方法	平成27年12月1日付申請書記載の信書便物の 配達の方法のとおり
備考	

平成27年12月11日

東海総合通信局長 木村 順 吾



許可の番号 海特第43号

許可の年月日 平成27年12月11日

特定信書便事業許可状

事業者の氏名 又は名称	株式会社エスラインミノ
特定信書便 役務の種類	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条 第7項第1号及び第3号に係る特定信書便役務
信書便物の 引受けの方法	平成27年12月1日付申請書記載の信書便物の 引受けの方法のとおり
信書便物の 配達の方法	平成27年12月1日付申請書記載の信書便物の 配達の方法のとおり
備 考	

平成27年12月11日

東海総合通信局長 木村 順 吾

